

駐車場が広くなりました！！

事務所横の土地100坪。「隣の土地は借金してでも買え」の格言に従い購入。駐車場として活用。便利になったと喜んでいただいている。お客様には、長い間ご不便をおかけしました。



新型コロナ対策第2次補正予算が可決・施行されます！

国の第2次補正予算が、6月12日に成立しました。そのうち経済産業省関連のもので、特に中小企業者に影響が大きいと思われるものをまとめてみました。今後の動向に注目です。

【家賃支援給付金の創設】

事業者の賃料の負担を軽減するため、「家賃支援給付金」が創設されました。

① 給付対象

- テナント事業者のうち、中堅企業、中小企業、小規模事業者、個人事業者等であって、5月～12月において以下のいずれかに該当する者。
 - ・ いずれか1カ月の売上高が前年同月比で50%以上減少。
 - ・ 連続する3カ月の売上高が前年同期比で30%以上減少。

② 給付額・給付率

- 給付額は申請時の直近の支払家賃(月額)に係る給付額(月額)の6倍(6カ月分)。
- 給付率は2/3、給付上限額(月額)は法人50万円、個人事業者25万円とし、6カ月分を給付する。加えて、複数店舗を所有する場合など、家賃の総支払い額が高い者を考慮して、支払家賃(月額)のうち給付上限超過額の1/3を給付することとし、給付上限額(月額)を法人100万円、個人事業者50万円に引き上げる例外措置を設ける。

【持続化給付金の拡充】

中小企業や個人事業主などに最大200万円を給付する「持続化給付金」について、給付対象範囲などが拡充されました。2020年1月から3月末までに創業した事業者も新たに対象に加えられます。影響を受けた月の売り上げが3月までの平均より50%以上減少していることが条件となります。また、フリーランスのうち、収入を「雑所得」や「給与所得」として確定申告していた人も、申請できるようになります。

【中小企業生産性革命推進事業による事業再開支援】

業種別ガイドライン等に基づいて中小企業が行う、事業再開に向けた消毒設備や換気設備の設置などの取組を支援。

- 特別枠(類型B又はC)の補助率を引き上げるとともに、感染防止対策の取組に対して、新たに定額補助・補助上限50万円の別枠(事業再開枠)を上乗せする。

① 事業再開枠(新設)の対象

消毒、マスク、清掃、飛沫防止対策、換気設備、その他衛生管理、掲示・アナウンス

② 特別枠の申請要件(※経費の1/6以上が、以下のいずれかに合致)

- 類型A: サプライチェーンの毀損への対応
- 類型B: 非対面型ビジネスモデルへの転換
- 類型C: テレワーク環境の整備

各補助事業の拡充内容(補助上限・補助率)

	通常枠	特別枠(類型A)	特別枠(類型B又はC)
持続化補助金 (販路開拓等)	50万円・2/3	100万円・2/3	100万円・2/3→ <u>3/4</u>
	【事業再開枠(新設)】50万円・定額(10/10) ※		
ものづくり補助金 (設備導入)	1,000万円・1/2 (小規模2/3)	1,000万円・2/3	1,000万円・2/3→ <u>3/4</u>
	【事業再開枠(新設)】50万円・定額(10/10)		
IT導入補助金 (IT導入)	450万円・1/2	450万円・2/3	450万円・2/3→ <u>3/4</u>

※事業再開枠の補助額は、総補助額の2分の1以下であること。

※クラスター対策が必要と考えられる業種(ナイトクラブ、ライブハウス等)はさらに上限を50万円上乗せ。

【資金繰り支援・資本増強策】

企業の財務基盤の強化策や無利子・無担保の融資制度など資金繰り支援が拡充されました。政府系金融機関による「劣後ローン」と呼ばれる返済順位が低い融資や、日本政策投資銀行を通じた大企業や中堅企業向けの出資枠の上積みを行うほか、民間金融機関等を通じた中堅・中小企業向けの出資や融資の枠が拡大されました。(大寺)

社会保険算定基礎届の提出はお済ですか？



提出期限は 7 月 10 日(金)

社会保険では、毎年 4 月から 6 月までの賃金額を平均し、当該年の 9 月～翌年 8 月までの標準報酬月額が決定されます。7 月 1 日現在の全被保険者(6 月 1 日～7 月 1 日の間に取得した者を除く。)が対象です。

また、この間に定期昇給等があった方については、変更月より 3 カ月間の平均額により等級が決定され、こちらが優先されます。なお、当事務所にご依頼いただいている事業主様においては、当事務所が書類作成・提出を行います。

(松村)

7月の社会保険労務

10 日	一括有期事業開始届 ＜概算保険料 160 万円未満：請負金額 18,000 万円未満の工事＞(労働基準監督署) 健保・厚年の報酬月額算定基礎届<7 月 1 日現在>(年金事務所) 労働保険料概算・確定申告書の提出(労働基準監督署) 労働保険料の納付(郵便局または銀行) 労災保険一括有期事業報告書提出(労働基準監督署)	31 日	労働者死傷病報告書の提出<休業 4 日未満 4 月～6 月分>(労働基準監督署) 健保・厚年の保険料納付(郵便局または銀行) 健保印紙受払等報告書・雇保印紙保険料納付(使用)状況報告書提出(年金事務所・公共職業安定所) 支給事由を同一にする被用者年金の受給権を有する基礎年金受給権者(誕生月を迎える者)現況届 旧国民年金(老齢・通老)受給権者(誕生月を迎える者)現況届
15 日	高年齢者・障害者雇用状況報告書提出(公共職業安定所)	※	全国安全週間(1 日～7 日) 勤労青少年の日(第 3 土曜日:18 日)

建設係

監理技術者等の配置要件の緩和

建設業法施行令の一部を改正する政令が、閣議決定され、令和 2 年 10 月 1 日に施行されます。

1. 監理技術者の配置要件の緩和

元請の監理技術者に関し、これを**補佐する者**を置く場合は、元請の監理技術者の複数現場の兼務することができます。

- 補佐する者の要件は、主任技術者要件を満たす者のうち、監理技術者の職務に係る基礎的な知識及び能力を有する者であること。
- この場合 2 つの工事現場まで兼任することができます。

2. 下請工事における主任技術者の配置義務の緩和

専門工事のうち、施工技術が画一的である**特定専門工事**については、元請の主任技術者が、下請の主任技術者が行うべき施工管理を併せて行うことにより、下請の主任技術者の配置を免除することができます。

- 特定専門工事とは、下請代金の合計額が 3,500 万円未満の鉄筋工事及び型枠工事です。

(岸上)



医療係

所得税 一定の見舞金は非課税

所得税法上、「心身又は資産に加えられた損害につき支払を受ける相当の見舞金」は非課税とされています(所法 9①十七、所令 30 三)。5 月 15 日に公表された『新型コロナウイルス感染症に関連して使用者等が使用者から支給を受ける見舞金の所得税の取扱いについて(法令解釈通達)』FAQ では、新型コロナウイルス感染症に関連して、従業員等に支給した見舞金が非課税となる要件のほか、その具体例等も示されました。

例えば、新型コロナウイルス感染症に感染した従業員等に支給する一定の見舞金や、緊急事態宣言下において、いわゆる“三密”を避けるための取組を講じた上で事業の継続を求められる事業者(医療関係者、介護老人福祉施設等など)の従業員等に支給する一定の見舞金についても、給与等に該当せず、源泉徴収は不要となります。

ただし、①社会通念上相当であること②役務の対価たる性質を有しないことなどの要件を満たす必要があります。

緊急事態宣言が解除されてから相当期間を経過して支給の決定がされたものについては、非課税所得とされる見舞金に該当しない場合があることにもご留意ください。

(後藤)

■7月10日

- 6月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
(年2回納付の特例適用者は、1月から6月までの徴収分を7月10日までに納付)

■7月15日

- 所得税の予定納税額の減額申請

■7月31日

- 所得税の予定納税額の納付(第1期分)
- 5月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業税)・法人住民税>
- 2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
- 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>

- 11月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)
 - 消費税の年税額が400万円超の2月、8月、11月決算法人の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>
 - 消費税の年税額が4800万円超の4月、5月決算法人を除く(法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(3月決算法人は2か月分)<消費税・地方消費税>
- 7月中において市町村の条例で定める日
- 固定資産税(都市計画税)の第2期分の納付

※ 税理士法施行 69 周年
昭和 26 年 6 月 15 日公布
昭和 26 年 7 月 15 日施行

会計制度

会計と税務の違い⑤ 有価証券の減損

【会計上】

売買目的有価証券以外の有価証券のうち、時価のあるものについて時価が「著しく下落した」とときには、合理的な反証が無い限り、時価が取得原価まで回復する見込みがあるとは認められないため、減損処理を行わなければなりません。

この場合の、時価が「著しく下落した」とは、一般的には、時価が取得原価に比べて50%程度以上下落した場合が該当します。また、時価の下落が30%以上50%未満であっても、状況に応じ個々の企業において時価が「著しく下落した」と判断するための合理的な基準を設け、当該基準に基づき回復可能性の判定の対象とするかどうかを判断しなければなりません。

【税務上】

有価証券の事業年度終了の時ににおける価額(時価)がその時の帳簿価額のおおむね50%相当額を下回ることとなり、かつ、近い将来その価額の回復が見込まれないときに、上場有価証券等の評価損を計上することができる要件である「有価証券の価額が著しく低下したこと」に該当するものとされています。

このように、会計上は、時価が50%程度以上下落した場合には、合理的な反証がない限り、減損処理を行わなければなりません。税務上は、時価が50%程度以上下落した場合でも、近い将来にその価額の回復が認められない場合でなければ、損金算入をすることができません。

この点、監査法人の監査を受けている法人については、上場株式の事業年度末における株価が帳簿価額の50%相当額を下回る場合の株価の回復可能性の判断の基準として一定の形式基準を策定し、税効果会計等の観点から自社の監査を担当する監査法人から、その合理性についてチェックを受けて、これを継続的に使用するのであれば、税務上その基準に基づく損金算入の判断は合理的なものと認められるものとされています。

(孝志 茜)

リスマネ委員会

損害保険について

新型コロナウイルス感染症により契約者が影響を受けられた場合、火災保険、自動車保険、傷害保険などの各種損害保険(自賠責保険を除く)について、継続契約の手続きや保険料のお支払いを猶予するお取り扱いができる場合があります。

また、契約者が、新型コロナウイルスに感染した直接的な影響だけでなく、感染防止を目的として代理店との対面を希望されない場合や契約の代理店が休業や対面募集を自粛している場合などにより、通常の契約手続きが困難となるような間接的な影響を受けられた場合を含みます。

継続契約の締結手続き … 2020年9月30日まで猶予

保険料の払込み … 2020年9月30日まで猶予

※詳細は、ご契約の損害保険会社にお問い合わせください。



(さくらビジネス)

資産税係

不動産取得税

不動産取得税とは、売買や贈与、交換、建築などによって不動産(土地や家屋)を取得した際に不動産の取得者に対して課税される税金です。

不動産取得税の税率は固定資産税評価額の3%です。※標準税率は4%ですが、土地及び住宅については平成15年4月1日～令和3年3月31日までに取得したものに限り、3%に軽減されています。

相続で取得した場合には、基本的には不動産取得税はかかりません。ただし、相続人以外が特定遺贈で取得した場合には課税されます。特定遺贈とは、遺言で「徳島市〇〇の土地を孫の〇〇に遺贈する」のように財産を特定して渡すことです。

贈与で取得した場合には、不動産取得税がかかります。夫婦間贈与の特例の利用や相続時精算課税制度により贈与税がかからない場合であっても、不動産取得税は課税されますので、ご注意ください。

(坂田)

「さくらのBLOG」紹介*

当社ホームページ「さくらのBLOG」に掲載された記事をご紹介します。
詳しくは、HPをご覧ください。ブログは、役職員全員で、毎週2回(火・金)更新しております。
個性を生かした記事が満載ですので、お時間のある時にぜひご覧ください。

ひまわり

我が家の庭にひまわりが咲いた。何年ぶりだろう。太陽に向かう力強い咲きっぷりには、こちらが元気をもらおう!!

子どもが小さい頃は、毎年種を蒔き育てていた。ひまわりも変化しているようだ。
品種改良され、ドッシリとたくましく、ちょっとやさっとの台風には負けそうもない。
花もあか抜けして心なしかお洒落になっている気がする。

そうそう、ひまわりの種はいろいろな栄養があって身体にいいらしい。
我が家のひまわりの種も食べられるかなあ?煎って食べるのかなあ?
食いしん坊の私の関心は、ひまわりの種を食す方へと移っていく。
やっぱり、花より団子でしょ!!



夏といえば「カブトムシ」

毎年7月になると、主人が会社のイベントで配る為にカブトムシの捕獲に精を出します。

日に日に数を増すカブトムシ。子供たちも餌をあげてお世話をしますが、触ることは苦手です。カゴからカブトムシが飛び出すと悲鳴をあげてパニックに!自分の体に止まった時には号泣です。毎晩繰り返されるその光景は微笑ましくもありますが、カゴが置いてある玄関は何とも言いえない匂いがこもり…。

私としては早くイベントの日が来ないかと心待ちにしています。

ちなみに既に100匹以上のカブトムシが捕れたそうです。

主人は「仕事だ」と言いますが、童心に帰って楽しんで探しているようです。



当事務所では、SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)を活用した情報発信として、Facebook(フェイスブック)での情報発信を行っています。楽しい情報をお伝えできたらと思っていますので、ぜひ、ご覧ください。

また、「これは!」という情報がありましたら、「いいね!」ボタンも積極的に押してくださいね♪
よろしくお願いたします。



さくら通信をご覧になって、ご意見ご感想がございましたら、
お電話・FAX・メール等でご連絡下さい。

.....
.....
.....

当文書に掲載された記事の無断での使用・転載・引用などは一切禁止しております。内容には万全を期していますがその内容を保証するものではありません。万一、当文書の情報に基づいて損害を被った場合についても、一切責任を負いかねます。また特定の商品や奨励または中傷するものではありません。

さくら税理士法人
さくら社会保険労務士法人
株さくらビジネスサービス
労働保険事務組合 徳島県労務能率協会
〒770-0025 徳島市佐古五番町2番5号
ホームページアドレス: <http://www.skr39.co.jp/>
Eメールアドレス: kimutake@js4.so-net.ne.jp
TEL: 088-625-2556
FAX: 088-654-1181